

○福井県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例

〔令和 5年4月1日〕  
〔条例第4号〕

令和7年2月14日条例第 2号

（設置）

第1条 次に掲げる事務を行うため、福井県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(1) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第105条第3項において準用する同条第1項、福井県後期高齢者医療広域連合情報公開条例（平成19年福井県後期高齢者医療広域連合条例第13号。以下「情報公開条例」という。）第19条第1項及び福井県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年条例第3号。以下「議会個人情報保護条例」という。）第45条の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。

(2) 次のいずれかに該当する場合において、実施機関（広域連合長、選挙管理委員会及び監査委員をいう。以下同じ）の諮問に応じ、情報公開及び個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を述べること。

ア 情報公開条例及び福井県後期高齢者医療広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年条例第2号。以下「法施行条例」という。）の規定を改正し、又は廃止しようとする場合

イ 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合

ウ その他実施機関における情報公開及び個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

(3) 次のいずれかに該当する場合において、議会個人情報保護条例第50条の諮問に応じ、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を述べること。

ア 議会個人情報保護条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合

イ 議会個人情報保護条例第9条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合

ウ その他議会における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

（組織）

第2条 審査会は、委員5人以内をもって組織する。

（委員）

第3条 委員は、情報公開制度及び個人情報保護制度に関し優れた識見を有する者のうちから、広域連合長が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員は、その職務を遂行するに当たっては、公正不偏の立場で、調査審議等を行わなければならない。

5 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

6 広域連合長は、委員が心身の故障のため職務の遂行ができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、その委員を罷免することができる。

（会長）

第4条 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

（委員の回避）

第5条 委員は、調査審議等の公正を妨げるべき事情があると判断するときは、会長の許可を得て、回避することができる。

2 会長は、自己に調査審議等の公正を妨げるべき事情があると判断するときは、前条第3項の規定により会長の職務を代理する者の許可を得て、回避することができる。

（第三者からの審査請求があった場合の答申）

第6条 審査会は、開示決定に対する第三者からの審査請求に係る諮問があったときは、他の事件に優先して調査審議等をし、早期の答申に努めなければならない。

（審査会の調査権限）

第7条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問をした実施機関及び議会（以下「諮問庁」という。）に対し、審査請求のあった裁決に係る公文書（情報公開条例第2条第2号で規定する公文書をいう。以下同じ。）又は保有個人情報（法第60条第1項に規定する保有個人情報をいう。以下同じ。）の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書又は保有個人情報の開示を求めることができない。

2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、審査請求のあった裁決に係る公文書又は保有個人情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

（委員による調査手続）

第8条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、前条第1項の規定により提示された公文書又は保有個人情報を閲覧させることができる。

（提出資料の写しの送付等）

第9条 審査会は、第7条第3項の規定による資料の提出又は法第106条第2項の規定により読み替えて適用される行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第3項において準用する同法第74条若しくは第76条の規定による主張書面若しくは資料の提出があったときは、これらの資料又は主張書面の写し（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該資料を提出した審査請求人等（審査請求人、参加人（同法第13条第4項に規定する参加人をいう。）又は諮問庁をいう。以下同じ。）以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査会は、前項の規定による送付をしようとするときは、当該送付に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かななければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

（調査審議等の手続の非公開）

第10条 審査会の行う調査審議等の手続は、公開しない。

（委任）

第11条 この条例に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は規則で定める。

（罰則）

第12条 第3条第5項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

第13条 前条の規定は、県外において同条の罪を犯した者にも適用する。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（旧条例の廃止）

第2条 福井県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例（平成19年条例第15号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

（経過措置）

第3条 この条例の施行の際現に旧条例第5条の規定により福井県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会（以下「旧審査会」という。）の委員である者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）に、第3条第1項の規定による委嘱を受けたものとみなす。

2 この規定の施行の際現に旧審査会の委員である者又は同条の規定の施行前において旧審査会の委員であった者に係る旧条例第5条第4項の規定による職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない義務については、前条の規定の施行後も、なお従前の例による。

3 施行日前に福井県後期高齢者医療広域連合個人情報保護法施行条例（令和5年条例第2号）附則第2条の規定による廃止前の福井県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例（平成19年条例第14号）第36条の規定により旧審査会にされた諮問及び福井県後期高齢者医療広域連合情報公開条例（平成19年条例第13号）19条の規定により旧審査会にされた諮問は、審査会にされたものとみなし、旧条例に規定する調査審議については、なお従前の例による。

4 前条の規定の施行前にした行為に対する旧条例の規定による罰則の適用については、なお従前の例による。

5 第2項の規定によりなお従前の例によることとされた義務に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

6 前2項の規定は、福井県外においてこれらの罪を犯した者にも適用する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。ただし、第3条中福井県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例第56条の改正規定並びに第4条中福井県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例第1条の改正規定、同条例附則第3条第5項の改正規定（「第3項」を「第2項」に改める部分に限る。）及び同条第6項の改正規定は、公布の日から施行する。

（罰則の適用等に関する経過措置）

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる

罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）が含まれるときは、当該懲役は当該懲役と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。

（福井県後期高齢者医療広域連合職員の給与の支給に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 4 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第1条の規定による改正後の福井県後期高齢者医療広域連合職員の給与の支給に関する条例第18条第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第3項（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。